

総務委員会資料

平成25年6月14日（金）

請願 第58号 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求
める請願

請願 第65号 義務教育に係る国による財源確保と、30人
以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水
準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障
に関する請願

陳情 第111号 市立中学校の完全給食実施に関する陳情

教育委員会

義務教育費に関する法令の概要

<p>小・中学校の設置義務</p>	<p>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 〔小学校の設置義務〕</p> <p>第 38 条 <u>市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。</u> 〔準用規定〕</p> <p>第 49 条 …第 37 条から第 44 条までの規定は、<u>中学校に準用する。</u> 〔特別支援学校の設置義務〕</p> <p>第 80 条 <u>都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。</u></p>
<p>設置者の経費負担</p>	<p>学校教育法</p> <p>第 5 条 <u>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">設置者負担の原則</p>
<p>県費負担教職員の給与費の都道府県による負担</p>	<p>市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）</p> <p>第 1 条 <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u></p> <p>(1) 義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県費負担教職員</p>
<p>県費負担教職員の給与費の国庫負担</p>	<p>義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）</p> <p>第 2 条 <u>国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の 3 分の 1 を負担する。</u></p> <p>(1) 市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第 1 条に掲げる<u>職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国庫負担対象経費</p>

義務教育費国庫負担制度の見直しに関する国の動向

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 14年度	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</p> <p>○ <u>差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。</u></p>	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</p> <p>○ <u>教育制度自体の見直しや義務教育に対する国の関与の在り方についての議論を踏まえつつ、義務教育費国庫負担金全体の一般財源化を念頭に置いた検討が進められるべき。</u></p> <p>○ <u>地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。</u></p> <p>○ <u>現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。</u></p>
平成 15年度	<p>平成15年度から「<u>共済費長期給付金</u>」及び「<u>公務災害補償基金負担金</u>」に係る経費を国庫負担対象外とし、一般財源化</p> <p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</p> <p>○ <u>退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。</u></p>	<p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</p> <p>○ <u>義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</u></p>
平成 16年度	<p>平成16年度から「<u>退職手当</u>」及び「<u>児童手当</u>」に係る経費を国庫負担対象外として一般財源化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>国庫負担対象経費は、「給料」及び「諸手当」のみとなる。</u></p>	<p>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】(平成16年11月)</p> <p>○ <u>平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。</u></p> <p>○ <u>義務教育費国庫負担金については、8,500億円程度の減額(うち17年度分(暫定)4,250億円)。減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置</u></p> <p>○ <u>義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。</u></p>

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 17年度		<p>平成17年度は、暫定措置として義務教育費国庫負担金 4,250 億円を減額し、税源移譲予定特例交付金により財源措置</p> <p>【中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成17年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の費用負担の在り方 義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、<u>現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。</u> <p>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】（平成17年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、<u>費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500 億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。</u> ○ この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。
平成 18年度		<p><u>平成18年度から国庫負担割合を三分の一とし、8,500 億円程度を所得譲与税により財源措置</u></p>
平成 19年度		<p>平成19年度から所得譲与税を廃止し、個人住民税として財源措置</p>

県費負担教職員制度の見直しに関する法令の概要

都道府県の給与費負担	<p>市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）</p> <p>第 1 条 <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u></p> <p>(1) <u>義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員</u></p>
政令指定都市の人事権	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）</p> <p>（指定都市に関する特例）</p> <p>第 58 条 <u>指定都市の県費負担教職員の任免、給与…の決定、退職及び懲戒に関する事務は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。</u></p>

県費負担教職員制度の見直しに関する国の動向

年度	県費負担教職員制度の見直し・学級編制の基準の設定権限等の移譲
平成 14 年度	<p>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】（平成 14 年 10 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>教職員の任命権と給与支払い権の所在を一致させ、事務の合理化を図るとともに、義務教育経費全額負担を政令指定都市において実現するために、県費負担とされている教職員給与を政令指定都市負担とする方向で見直す。</u> ○ <u>それとともに、義務教育に関する権限の政令指定都市への移譲も行うこととし、具体的には学級編制の基準や教職員定数の設定に関する都道府県の権限を政令指定都市に移譲する方向で検討する。</u> ○ これらについては、平成 14 年度から検討を開始し、関係道府県及び政令指定都市の教育委員会等関係各方面の理解を得つつ、平成 15 年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ直ちに見直しに着手する。
平成 15 年度	<p>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」】（平成 15 年 6 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県と政令市間の県費負担教職員制度の見直し、学級編制の基準の設定権限の移譲については、関係道府県及び政令市等関係方面の理解を得つつ、平成 15 年度内に意見を集約し、その結果を踏まえ実現を図る。
平成 16 年度	<p>【中央教育審議会作業部会答申「義務教育費に係る経費負担の在り方について」】（平成 16 年 5 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政令指定都市における県費負担教職員制度の見直しについて、関係の道府県及び政令指定都市への意見聴取の結果、方向性としては、給与を負担する者と任命権を行使する者を一致させる方向で見直すべきとの意見が大半であったが、この問題については関係者間でも必ずしも意見が一致していないところもあり、また、政令指定都市が負担する給与費の財源問題の解決なしに結論を得ることは困難な問題である。

<p>平成 17年度</p>	<p>【中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」】(平成17年10月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員人事権を市区町村に移譲する場合には、その財源保障は安定的で確実なものであることを前提に、人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましく、人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すことを検討する必要がある。 ○ 今後は学校の判断により地域や学校の実情に合わせた指導形態・指導方法や指導組織とするため、現行制度を見直し、学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大する必要がある。 例えば、義務標準法による教職員の標準定数について都道府県ごとの算定から市区町村ごとの算定に改めることや、学校や市区町村教育委員会の判断で学級編制が弾力的に実施できるようにすることなど現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。 <p>【文部科学省「義務教育改革の構造改革スケジュール」】(平成18年1月) 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村への教職員人事権移譲、市区町村・学校への学級編制に係る権限の移譲
<p>平成 18年度</p>	<p>【「市町村立学校職員給与負担法」の一部改正】(平成18年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が給与負担をして、独自に教職員を任用することが可能となった。 <p>中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)(平成19年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県費負担教職員の人事権については、平成17年10月の中央教育審議会の答申において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当」との考え方を示したところである。 ○ しかしながら、人事権を全面的に移譲することについては、依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障が生ずるという懸念が大きい。 ○ このため、同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、小規模市町村の教育行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方などととも、引き続き検討していく必要がある。
<p>平成 19年度</p>	<p>【地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」】(平成19年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事権者と給与負担者が一致するように人事権移譲に伴う給与負担のあり方も適切に見直すことが必要である。特に既に人事権が移譲されている政令指定都市については、早急に人事権と給与負担の一致をはかるべきである。 ○ 人事権の移譲とあわせて、学級編制や教職員の定数に関する市町村の権限と責任を拡大する必要がある。

<p>平成 20年度</p>	<p>【文部科学省 「県費教職員の人事権等の在り方に関する協議会」設置】 (平成20年4月)</p> <p>○ 趣旨 平成19年の中央教育審議会答申において、県費負担教職員の人事権の移譲について引き続き検討していく必要があるとされたことを踏まえ、今後の検討の前提となる、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方など、具体的な課題と対応について、関係者の意見交換を行う。</p> <p>【地方分権改革推進委員会 第1次勧告】 (平成20年5月)</p> <p>○ 県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、①都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに、②すでに人事権が移譲されている政令指定都市と中核市において人事権者と給与負担者が一致する方向で検討し、あわせて、③都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や、都道府県が定めている教職員定数についても、決定方法を見直す方向で検討し、いずれも平成20年度中に結論を得る。</p>
<p>平成 21年度</p>	<p>【閣議決定「地方主権戦略会議の設置について」】(平成21年11月)</p> <p>○ 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に設置</p> <p>【閣議決定「地方分権改革推進計画」】(平成21年12月)</p> <p>○ 公立義務教育諸学校の学級編制基準に係る都道府県から市町村への権限移譲、都道府県教育委員会への同意を要する協議については、地域主権改革の観点や教育条件整備全体の観点を踏まえ検討する。</p>
<p>平成 22年度</p>	<p>【閣議決定「地域主権戦略大綱」】(平成22年6月)</p> <p>○ 「市町村立学校職員の給与等の負担、教職員定数の決定、県費負担教職員の任命権、学級編制基準の決定」については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施するもの」とされる。</p>
<p>平成 23年度</p>	<p>○ 第1次見直し 地方分権改革推進計画(H21.12閣議決定)、第1次一括法(H23.4成立)</p> <p>○ 第2次見直し 地域主権戦略大綱(H22.6閣議決定)、第2次一括法(H23.8成立)</p> <p>○ 第3次見直し 【閣議決定「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」】 (平成23年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次見直しから第3次見直しまでの取組により、4,076条項のうち2,428条項が検討の対象となり…一定の見直しがなされた。残された1,648条項の義務付け・枠付けについては、その見直しに向けて引き続き取り組んでいく。 ・ その見直しの手法としては、各条項の内容は多岐にわたるものであることから、これまでのように、重点分野を定めて見直しを行う方式ではなく、地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて、個別の義務付け・枠付けの見直しを検討することにより進めることとする。その際、これまで検討したものの見直しに至らなかった事項や、更には4,076条項以外の義務付け・枠付けについても検討の対象とし、見直しを進める。 ・ 今後の見直しの具体的方法については、地域主権戦略会議で検討を行っていく。 <p>○ 第3次一括法(H24.3通常国会に提出するも衆議院の解散により廃案)</p> <p>※上記第1次から第3次見直しに「県費負担教職員制度の見直し」は含まれず、継続検討</p>

<p>平成 24年度</p>	<p>【閣議決定「地域主権推進大綱」】(平成24年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の基礎自治体への権限移譲については、<u>地方分権改革推進委員会第1次勧告のうち残された事務等について、地方からの提案に応じ、検討を進めていく。また、第30次地方制度調査会において都道府県から指定都市、中核市、特例市及び特別区は事務の移譲について議論が行われていることから、その結論を踏まえ、適切に移譲を図る。</u> <p>【第30次地方制度調査会専門小委員会「大都市制度についての専門小委員会中間報告」】(平成24年12月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県から指定都市に移譲する事務としては、…教育等の対人サービスの分野を中心として検討すべき。その際、少なくとも、<u>県費負担教職員の給与負担や…地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務は移譲することを基本として検討を進めるべき。</u> ○ 事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、<u>適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべき。</u> <p>【閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」】(平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編制基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。</u>
<p>平成 25年度</p>	<p>【教育再生実行会議「教育委員会制度等の在り方について」】(平成25年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。</u> ○ <p>【第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申(素案)」】(平成25年5月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>既に地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務を中心に、指定都市に移譲されていない事務全般にわたって検討の対象とすべきである。</u> ○ <u>指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成しているもの…このような事務については移譲することを基本として検討を進めるべきである。</u> ○ <u>事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。</u>

「平成 25 年度 国の施策並びに予算に関する要望」(抜粋)

(平成 24 年 7 月) 全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会

3 地方教育行政制度の見直しに係る留意点

1 市町村への権限移譲に係る留意点

県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、(略) 今後とも各都道府県内において、一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。

また、人事権者と給与負担者は、一致させるべきであることから、まずは政令指定都市の教職員給与を都道府県の負担から政令指定都市の負担とすることについて、財源問題に筋道をつけるとともに、早期にスケジュールを示し実施すること。

(略)

「平成 25 年度 国の施策及び予算に関する提案」(抜粋)

(平成 24 年 7 月) 指定都市市長会・指定都市議長会

12 県費負担教職員制度の見直し

道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すること。

また、これに伴い必要となる財源については、税源移譲により措置すること。

教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要がある。

このため、平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、道府県の給与費負担、教職員定数、教職員配置等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限を指定都市に移譲すべきである。

また、この移譲に伴い必要となる財源については、指定都市立小・中・特別支援学校に係る教職員給与だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について、税源移譲により措置を講ずべきである。

「平成 26 年度 国の予算編成に対する要請書」(抜粋)

(平成 25 年 6 月) 川崎市

指定都市の事務配分や財政需要に応じた税財源の充実確保について

3 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額を税源移譲すること。また、指定都市への道府県費負担教職員の給与費負担の移管にあたっては、平成 25 年 3 月に閣議決定された「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、大都市特例税制を創設し、移管に伴って生じる事務関係費を含めた所要額全額について税源移譲を行うこと。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

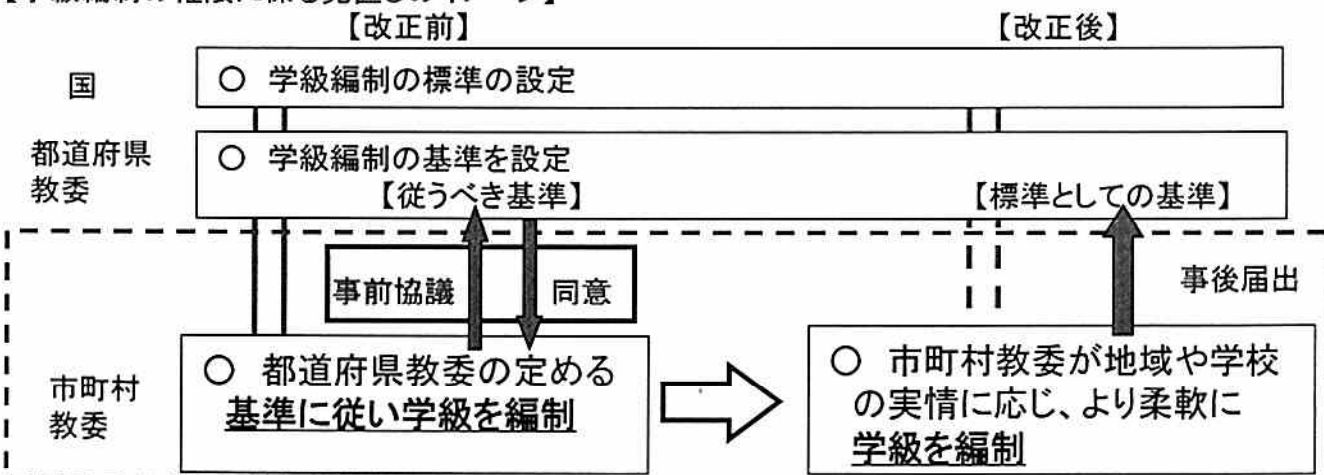
(参考)

第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
50人	45人	—————>		40人	—————>	

(2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
 - 一 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
 - 一 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教職員定数配分の観点からも担保
 - 一 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
 - 一 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担

※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

国の学級編制弾力化についての神奈川県の実施内容

項 目	内 容	実施状況
1 特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2 弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は未実施
3 市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(級外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4 小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は平成16年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5 研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6 小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7 小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行なわない。	平成19年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8 実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行なわない。	平成20年度から実施 (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

1 学級編制弾力の運用実施状況表

ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4

イ 小学校内訳 (実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6		4		3		5		75	
21年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3

ウ 中学校内訳表 (実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16年度						1		1
17年度						2		2
18年度		1		1				2
19年度	6			1		2	6	3
20年度	4		5		3		12	
21年度	3		6		3		12	
22年度	5		6		7		18	
23年度	2		7		8		17	
24年度	3		4		7		14	
25年度	4		2		2	1	8	1

2 平成 25 年度の小学校 3 年生の状況 (113校)

35人以下となっている学校	95校	標準学級で35人以下となる学校		70校
		学級編制の弾力的運用による学校	研究指定	23校
35人を超える学級を持つ学校	18校		弾力化	1校
		学級数保障による定数維持		1校

3 平成 25 年度の中学校 1 年生の状況 (51校)

35人以下となっている学校	21校	標準学級で35人以下となる学校		17校
		学級編制の弾力的運用による学校	研究指定	4校
35人を超える学級を持つ学校	30校		弾力化	0校

子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案(H25～H29) ～12年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて～

【背景・趣旨】

○学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い世界最高水準の教育を実現するため、教員が子どもと正面から向き合うことができるよう、少人数学級の更なる推進と個別の教育課題に対応した継続的な教職員定数改善が必要不可欠。

○各都道府県教育委員会に対し、教職員定数についての将来にわたる予見可能性を持たせ、計画的・安定的な教員採用・配置を可能とするためには、国による計画的な教職員定数改善が必要。

※平成18年度以降、国による計画的な定数改善が行われておらず、非正規教員の増加(この5年間で13.2%→16%)を招く要因の一つになっており、国が定数改善計画を明示することにより、非正規教員の増加を抑制。

【内容】

改善総数27,800人

(具体的な内容は別添)

1. 35人以下学級の推進など学級規模の適正化

国の責任により教職員定数を確保し、地方の主体性により学年を選択しつつ、今後5年間で、中学校3年生までの35人以下学級を実現。

※あわせて複式学級の解消・改善のための支援も実施。

(19,800人)

2. 個別の教育課題に対応した教職員配置の充実

いじめ問題への対応、教育格差解消のための学習支援、特別支援教育への対応など、国民が求める教育上の課題に対する支援を実施。

(8,000人)

→これらの定数改善により、世界水準(OECD平均(小16.0人、中13.5人))並みの教員配置を実現。

※教員1人当たり児童生徒数(試算):

	現状	計画完成後
小	(17.7人)	→ 16.4人)
中	(14.1人)	→ 13.0人)

【財源措置】

○今後5年間の児童生徒数の減少による教職員定数の減(自然減)や教職員の若返りによる給与費の減等を活用し、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう実施。

【平成25～29年度の5年間における推計】

○教職員定数の自然減: ▲420億円(▲19,100人)

○教職員の若返りによる給与減: ▲196億円(人数換算で▲9,000人 ※)

※ただし、60才定年後の再任用義務化の導入状況によっては、相当の変動が見込まれる。

【年度ごとの試算】

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
改善案	5,500人	5,500人	5,600人	5,600人	5,600人	27,800人
(少人数学級等推進分)	(3,900人)	(3,900人)	(4,000人)	(4,000人)	(4,000人)	(19,800人)
(個別教育課題対応分)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(1,600人)	(8,000人)
所要額	119億円	119億円	121億円	121億円	121億円	601億円
自然減	▲3,200人	▲3,800人	▲3,500人	▲4,100人	▲4,500人	▲19,100人

(東日本大震災対応) 1,000人 → 被災県の実態を踏まえ、今後も継続的に対応

※毎年度ほぼ同数の改善数として計上。所要額は、平成25年度要求単価により積算。

教育再生実行の基盤となる教職員等指導体制の整備

(平成25年度 義務教育費国庫負担金等予算案)

《義務教育費国庫負担金》

平成25年度予算案 **1兆4,879億円** (対前年度 ▲697億円)
 (参考) 復興特別会計 **21億円** (対前年度 ▲1億円)



- ・教職員定数の改善 +29億円(+1,400人)
- ・教職員定数の自然減・合理化減 ▲82億円(▲3,200人+▲600人)
- ・給与臨時特例法を踏まえた削減 ▲631億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲13億円

教職員定数の改善 **1,400人 (29億円)**

※800人(17億円)の改善増

- ①いじめ問題への対応など学校運営の改善充実 **400人**
 (うち主幹教諭の配置促進: 200人)
- ②通級指導など特別支援教育の充実 **600人**
- ③小学校における専科指導の充実 **400人**
 (小・中連携、理数・外国語教育等の先進的な取組への支援)
 [※少子化を踏まえた合理化減 ▲600人]

被災した児童生徒のための学習支援として1,000人(前年同)の加配措置【復興特別会計】

《補習等のための指導員等派遣事業(新規)》

～ 学校いきいきサポート人材の活用 ～

平成25年度予算案 **28億円** (約7千人 ※常勤教員ベースで2,100人相当)

放課後や土曜日における学習、補充学習
 など学力向上等のための学校サポーター

- 配置人数 6,900人
- 事業主体: 都道府県及び政令指定都市
- 補助割合: 1/3

《活用の例》

- ・放課後や土曜日の補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助
- ・臨時教員等経験の浅い教員に対する指導・助言
- ・小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- ・外国人児童生徒への日本語指導



等

→ 今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善については、引き続き検討
 (別添参照)

【別添】

平成25年1月27日
財 務 省
文部科学省

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な考え方に沿って扱うこととする。

1. 平成25年度については、教育再生実行の基盤として、いじめ問題への対応、学校運営体制の整備（主幹教諭の配置促進）、特別支援教育（通級指導の充実）、小学校における専科指導の充実等の教育課題に対応するため1,400人の加配定数増を行う。

一方で、少子化による児童生徒数の減少等を踏まえ、既存の加配定数について必要な合理化を図る。（合理化減▲600人）

また、学力向上のための補習等に対応するため、地域人材による指導員等外部人材の活用事業を新たに実施する。

これらとは別に、東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配定数1,000人を措置する。

2. 今後の少人数学級の推進については、習熟度別指導等とあわせ、文部科学省において、その効果について平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行い、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討する。

3. 「2.」の検討を見つつ、今後の少子化の進展や国・地方の財政状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

学校教育法施行規則（抜粋）

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

- 2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。
- 3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。
- 4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。
- 5 公立の高等学校に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

平成26年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（抜粋）

平成26年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立の高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
中学校卒業見込みの者及び中学校既卒業者に係る募集 (以下「一般募集」という。)	全日制の課程
	定時制の課程

2 志願資格

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準じる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者
- (2) 中学校を平成26年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を平成26年3月31日までに修了する見込みの者

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

募集は、各高等学校の各課程の学科又は部ごとに行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一 般 募 集	全日制の課程 定時制の課程（二部制）	平成26年1月29日（水） から 同月31日（金）まで	/
	定時制の課程 （二部制を除く）		平成26年3月3日（月） 及び 同月4日（火）

6 志願

- (1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付したうえ、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

- (2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの高等学校の一つの学科に限る。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集に志願変更することができる。

なお、専門学科をおく高等学校における前記6の(2)による希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することができる。

8 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願した者の調査書及び学習成績一覧表を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
 (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 共通選抜・定通分割選抜

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、20歳以上の者（平成26年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 共通選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程 定時制の課程	平成26年 2月14日（金）	平成26年 2月17日（月） 及び 同月18日（火）	平成26年 2月14日（金）、同月17日（月）、 同月18日（火）及び 同月19日（水）
	合 格 発 表 の 期 日		
	平成26年 2月 27日（木）		

(2) 定通分割選抜

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程 (二部制を除く)	平成26年 3月11日（火）	平成26年 3月12日（水）	平成26年 3月12日（水）
	合 格 発 表 の 期 日		
	平成26年 3月 18日（火）		

県内中学校卒業者の進路状況等

(1) 県内国公立中学校卒業者の高等学校等(全日制・定時制・通信制等)への進学者数

卒業年月	県内中学校卒業者 (国公立中学校)	高等学校等進学者		全国平均 進学率(%)
		進学者人数	進学率(%)	
平成24年3月	77,472	75,980	98.1	98.1
平成23年3月	75,996	74,767	98.4	98.2
平成22年3月	78,229	76,819	98.2	98.0
平成21年3月	74,658	73,034	97.8	97.9
平成20年3月	73,738	72,006	97.7	98.5

(2) 県内国公立中学校卒業者の全日制高等学校等への進学者数

卒業年月	全日制高等学校等進学者		全国平均 全日制進学率(%)
	進学者人数	進学率(%)	
平成24年3月	69,243	89.4	92.3
平成23年3月	67,748	89.2	92.2
平成22年3月	69,851	89.3	91.9
平成21年3月	66,967	89.7	92.1
平成20年3月	66,508	90.2	92.4

(3) 県内・市内公立中学校卒業者の全日制課程進学率

(%)

卒業年月	県内公立中学校卒業者		川崎市立中学校卒業者	
	全日制進学率	内 市立高校 への進学率※	全日制進学率	内 川崎市立高校 への進学率
平成24年3月	88.0	5.4	88.0	11.0
平成23年3月	87.8	5.4	87.6	11.5
平成22年3月	88.0	5.3	88.2	11.4
平成21年3月	88.5	5.5	88.2	12.0
平成20年3月	89.0	5.5	89.1	11.6

※横浜・横須賀市立を含む

(4) 県内公立高等学校 全日制の課程 募集定員

入学年月	募集定員計画人数	備考
平成25年4月	42,000	公立中学校卒業予定者の約61%
平成24年4月	40,730	基本比率6割+120人
平成23年4月	39,889	公立中学校卒業予定者の6割
平成22年4月	41,202	基本比率 公立中学校卒業予定者の6割施行
平成21年4月	39,450	公立中学校卒業予定者の約60.3%
平成20年4月	39,000	公立中学校卒業予定者の約60.6%

神奈川県公私立高等学校協議会の設置及び運営に関する要綱 (抜粋)

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県公私立高等学校協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県公私立高等学校設置者会議における決定、意見等を踏まえ、公教育を担う公私立高等学校が、公私立間の教育関係の諸問題について協議するため、神奈川県公私立高等学校協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県内高等学校生徒入学定員計画に関する事
- (2) 公私立高等学校の配置等に関する事
- (3) 生徒受け入れに関する事
- (4) 入学者選抜制度、日程等に関する事
- (5) 学費補助制度等の公的助成に関する事
- (6) その他

(組織)

第4条 協議会に、座長、委員及びオブザーバーを置く。

- 2 委員及びオブザーバーは、別表1のとおりとし、座長は委員の互選により定める。
- 3 別表1にある神奈川県私立中学高等学校協会加盟学校法人の理事の内、同協会が推薦する者の任期は2年を経過した日以後最初の5月15日までとし、オブザーバーの任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- 4 協議会の議事運営等を円滑に行うため、協議会の下に幹事会を置くこととし、別表2に掲げる者を幹事にあてることとする。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、県民局くらし文化部学事振興課及び教育局教育指導部高校教育企画課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

別表1 (第4条第2項関係)

神奈川県私立中学高等学校協会加盟学校法人の理事のうち、同協会が推薦する者 (6名)

神奈川県県民局くらし文化部学事振興課長

神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育企画課長

神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育指導課長

横浜市教育委員会事務局指導部高校教育課長

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課長

横須賀市教育委員会事務局生涯学習部学校教育課長

* 神奈川県公立中学校長会の代表 (1名)

* 神奈川県立高等学校長会の代表 (1名)

* 神奈川県私学父母連合会の代表 (1名)

* 神奈川県立高等学校PTA連合会の代表 (1名)

*はオブザーバー

別表2 (第4条第4項関係)

神奈川県私立中学高等学校協会 (2名)

神奈川県県民局くらし文化部学事振興課 (1名)

神奈川県教育委員会教育局教育指導部高校教育企画課 (1名)

中学校ランチサービスの導入の経過

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度～	平成20年度～	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
方式	デリバリー		新デリバリー	ランチサービス					
実施校 (開始時期)	京町 高津 (13年10月～)	塚越 玉川 王禅寺 (14年10月～)	京町 高津 塚越 玉川 王禅寺	有馬 枅形 (15年6月～)	京町 塚越 玉川 高津・有馬 枅形 王禅寺 (16年4月～) 全市立中学校 51校 (17年1月～)	市立中学校50校 (はるひ野中を除く)		温かいランチの 試行 京町 (24年12月～)	温かいランチの 試行 京町 桜本 南河原 玉川 橋 平生田 麻生 (25年4月～)
献立作成	教育委員会の栄養士が作成する			・業者が献立を作成 ・教育委員会の栄養士が指導する					
食材調達	・市が調達 ・仕様については(財)川崎市学校 給食会の規格・基準による		・業者が調達 ・仕様については市の規格・基準による						
弁当箱等	市が調達(弁当容器を業者に預ける)			業者が調達(使い捨て容器は不可)			弁当箱ではないメニューも有り		
調理・配達 回収・洗浄	業者								
配膳室 保管室	配膳室を設置し、弁当箱の管理を行う			保管室(配膳室の1/2スペース)を設置し、弁当箱の管理を行う					
予約方法	事務補助員が1ヶ月単位で取りまとめる			業者が1ヶ月単位で取りまとめる		・業者が1ヶ月単位で取りまとめる ・当日注文も可			
検食・保存食	・冷凍庫を設置し、保存食を2週間 保管 ・生徒が食べる前に校長が検食を 行う		検食・保存食は業者が行う						
1食単価	・1食単価573円 ・食材料相当額300円を給食費と して保護者負担とし、調理委託 料の273円を市が負担する		・1食単価400円 ・全額保護者負担			・1食単価 268円～400円 ・全額保護者 負担		・1食単価290円～390円 ・全額保護者負担	

平成25年度政令市における中学校給食の状況

平成25年5月

政令指定都市名	学校数	給食の形態				給食以外の 昼食提供	備 考
		完全給食		ミルク 給食	未実施		
		全員喫食	家庭からの 弁当との 選択制				
1	札幌市	97	97				自校調理方式 21校 親子調理方式 76校(親38校、子38校)
2	仙台市	64	64				自校調理方式 11校 親子調理方式 1校(子) センター方式 52校
3	さいたま市	57	57				自校調理方式 52校 親子調理方式 2校(子) センター方式 3校
4	千葉市	56	56				センター方式 56校
5	川崎市	51			51	○	中学校ランチサービス事業 51校
6	横浜市	147				* 147	* 業者による校内での弁当販売 86校 業者による校内でのパン販売 10校 業者による校内での弁当とパン販売 10校 自動販売機でのごはん・パン販売 13校 学食の利用可 1校(高校附属中) 家庭からの弁当のみ 27校
7	相模原市	37	7	※ 30			センター方式 7校 ※デリバリー方式 30校
8	新潟市	58	30	※ 28			自校調理方式 8校 親子調理方式 1校(子) センター方式 20校 ※デリバリー方式 29校(内1校は全員喫食)
9	静岡市	43	32	※ 11			自校調理方式 1校 親子調理方式 1校(子) センター方式 30校 ※デリバリー方式 11校
10	浜松市	48	48				自校調理方式 35校 親子調理方式 1校(子) センター方式 12校
11	名古屋市	111	1	※ 109		* 1	自校調理方式 3校(※2校) ※デリバリー方式 107校 *児童福祉施設内の食堂 1校
12	京都市	73	5	※ 66	* 1	* 1	親子調理方式 5校(子:全て校舎併設校) ※デリバリー方式 66校 *高校附属中は食堂で昼食を提供 1校 *家庭からの弁当のみ 1校
13	大阪市	130		※ 97		* 33	○ ※デリバリー方式…平成24年9月より配膳室の整備等条件の整った中学校から段階的に開始しており、現在97校で実施。 *隣接する児童福祉施設の入所生徒が通学しているため、施設が食事を提供 2校 昼食提供事業 31校
14	堺市	43				43	○ ランチサポート事業 43校
15	神戸市	82			82	○	中学校弁当販売事業 70校 校内での弁当販売 3校 校内でのパン販売 7校 家庭からの弁当のみ 2校
16	岡山市	38	36			* 2	自校調理方式 24校 親子調理方式 1校(親) センター方式 11校 * [児童自立支援施設の食堂で食べている 1校 家庭からの弁当と校内パン販売 1校
17	広島市	64	21	※ 43			自校調理方式 5校 親子調理方式 3校(子) センター方式 13校 ※デリバリー方式 43校
18	北九州市	62	62				親子調理方式 62校(子)
19	福岡市	69	69				自校調理方式 4校 センター方式 65校
20	熊本市	42	42				自校調理方式 2校 親子調理方式 2校(子) センター方式 38校

県内市町村の中学校給食の状況

平成25年5月

市町村名	学校数	給食の形態				給食以外の 昼食提供	備 考
		完全給食		ミルク 給食	未実施		
		全員喫食	家庭からの 弁当との 選択制				
1 横浜市	147				147	○	
2 川崎市	51			51		○	
3 相模原市	37	7	※ 30				センター方式 7校 ※デリバリー方式 30校
4 横須賀市	23			23		○	
5 平塚市	15			15		○	
6 鎌倉市	9			9		○	
7 藤沢市	19			19		○	
8 小田原市	11	11					センター方式 11校
9 茅ヶ崎市	13			13			
10 逗子市	3			3			
11 三浦市	4	4					センター方式 4校
12 秦野市	9			9		○	
13 厚木市	13	13					センター方式 13校
14 大和市	9	9					センター方式 9校
15 伊勢原市	4			4		○	
16 海老名市	6		※ 6				※デリバリー方式 6校
17 座間市	6			6		○	
18 南足柄市	3	3					自校調理方式 3校
19 綾瀬市	5	5					センター方式 5校
20 葉山町	2			2		○	
21 寒川町	3			3		○	
22 大磯町	3			2		○	3校のうち分校1校は、施設内での食事（給食等調査からは除く）
23 二宮町	2	2					センター方式 2校
24 中井町	1	1					センター方式 1校
25 大井町	1	1					センター方式 1校
26 松田町	2	2					自校調理方式 2校
27 山北町	3	3					自校調理方式 1校 センター方式 2校
28 開成町	1	1					自校調理方式 1校
29 箱根町	1	1					自校調理方式 1校
30 真鶴町	1			1			
31 湯河原町	1			1			
32 愛川町	3		※ 3				※デリバリー方式 3校
33 清川村	2	2					センター方式 2校
合 計	413	65	39	161	147		